

令和6年度沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金

(沖縄県内の私立高等学校等に通う生徒の保護者向け)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、住民税(所得割)非課税世帯又は生活保護世帯(生業扶助受給)を対象に、「奨学のための給付金」制度があります。

一 制度概要 一



私立高校生
が対象です

★ 申請の対象となる世帯

令和6年7月1日現在、私立の高等学校等に在学する生徒がいる、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 令和6年7月1日に沖縄県内に在住している。
※保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 令和6年度の保護者等全員の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税(0円)であること。又は生活保護(生業扶助)を受給している。
- (3) 生徒が平成26年度以降、沖縄県内の高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金(新制度)の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

★ 申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。

★ 生徒一人あたりの給付額(年額) ※私立高等学校等の場合

世帯状況		年額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		52,600 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	142,600 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000 円
	通信制・専攻科課程に在籍	52,100 円

※非課税世帯の生徒が第1子又は第2子のいずれかに該当するかは、別紙「確認シート」で判断します。

※新入生に対する一部早期給付の支給を受けた方は、年額から一部給付した額を除いた額を給付します。(再度申請が必要です)

★ 提出書類　－ 該当する世帯をご確認ください －

○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式 1）
- (2) 「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」（様式 2）
※令和 6 年 7 月 1 日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- (3) 「債権者登録申請書」
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- (4) 「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。

○家族全員が市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額「非課税」の世帯

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式 1）
- (2) 保護者等全員の「令和 6 年度（令和 5 年分）課税証明書（市町村発行）」又は、マイナンバーカードの写し
- (3) 「債権者登録申請書」
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳等のコピーも併せて提出してください。
- (4) 「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。
- (5) 「扶養誓約書」（様式 3）＊通信制は対象外
※15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に提出してください。
- (6) 「健康保険証のコピー」＊通信制は対象外
※生徒本人分＋兄弟姉妹のうち 1 人分
- (7) 「代理受領委任状」
※給付金の代理受領を学校に委任する場合にのみ提出してください。

○家計急変世帯（家計急変により非課税世帯相当の所得水準となる世帯）

- (1) 「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式 1）
- (2) 保護者等全員の「令和 6 年度（令和 5 年分）課税証明書（全部事項証明書）」
（市町村発行）
- (3) 「債権者登録申請書」
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- (4) 「振込依頼書」
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。
- (5) 「保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類」
※離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、又は税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
※離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- (6) 「家計急変前後の収入を証明する書類」
※給与所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、会社作成の給与証明書、直近の給与明細書（家計急変前 3 か月分及び家計急変後 3 か月分）
※営業所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）など。また、自営業の方は所得証明書を作成し提出ください。
- (7) 「保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類」
※扶養親族分の全員の健康保険証の写し又は扶養親族数の記載が省略されている課税証明書（全項目証明書）及び家族（世帯）構成用紙